

杵築市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～12年度)

大分県杵築市

令和8年

目次

1. 基本的な事項	1
(1) 杵築市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 杵築市行財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	6
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	6
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7) 計画期間	7
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	7
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
(1) 現状と問題点	8
(2) その対策	8
(3) 計画	9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	10
3. 産業の振興	11
(1) 現状と課題	11
(2) その対策	12
(3) 計画	13
(4) 産業振興促進事項	15
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	16
4. 地域における情報化	17
(1) 現状と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	19
(1) 現状と問題点	19
(2) その対策	19
(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	21
6. 生活環境の整備	23
(1) 現状と問題点	23
(2) その対策	24
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	27
(1) 現状と問題点	27
(2) その対策.....	27
(3) 計画.....	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30
8. 医療の確保	31
(1) 現状と問題点	31
(2) その対策.....	31
(3) 計画.....	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32
9. 教育の振興	33
(1) 現状と問題点	33
(2) その対策.....	34
(3) 計画.....	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
10. 集落の整備	37
(1) 現状と問題点	37
(2) その対策.....	37
(3) 計画.....	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
11. 地域文化の振興等	38
(1) 現状と問題点	38
(2) その対策.....	38
(3) 計画.....	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	39
(1) 現状と問題点	39
(2) その対策.....	39
(3) 計画.....	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	40
(1) 現状と問題点	40
(2) その対策.....	40
(3) 計画.....	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	41

1. 基本的な事項

(1) 杵築市の概況

ア 杵築市の自然的、歴史的、経済的諸条件の概要

本市は大分県の北東部に位置し、瀬戸内式特有の温暖な気候の恩恵を受け、積雪もほとんどない地域である。別府湾に面し、牡蠣の養殖やハモ・ちりめん等の水産業や、なだらかな山間部では柑橘・茶の栽培やイチゴ・花卉などの施設栽培、西部の盆地では米作、畜産が盛んに行われ、このほか少量ながら、高品質・多品種の第1次産業を特徴としている。

歴史的に見ると、戦国時代に入り、1593年に木付氏が滅び、1599年に細川忠興が徳川家康から速見・国東(6万石)を兼領し、木付に城代松井康之を置きました。その後、木下延俊が速見郡のうち3万石に封ぜられ、山香郷をその領下に置きました。木付では、1632年には小笠原忠知が城主に、1645年には松平英親が城主になり、1712年「木付」を「杵築」と改めました。明治に入り、明治4年廃藩置県により、現在の杵築市と大田村は杵築県に、山香町が、日出県と日田県に分割されました。明治11年の郡区町村編成法施行にともない、本地域は杵築市の一部を除き速見郡となりました。明治22年に市町村制、府県制が施行されたことで、現在の各市町村内にそれぞれ複数の町村が制定され、平成17年10月1日に、旧杵築市、山香町、大田村が新設合併して、現在の杵築市が誕生しました。

過疎・半島地域という地勢的に不利な条件を抱えながらも、大分空港まで車で約20分、県内の主要観光地である別府・湯布院まで、高速道路を通じて約30分程度の場所にあることから、かつては半導体や電子機器を中心とした製造業が盛んに進出したり、観光客が空港と別府・湯布院の移動の間に立ち寄りたりと賑わいを見せていた。しかしながら、景気低迷や物価高騰のあおりを受けた事業等の縮小・撤退により、若い世代の人口流出、主要財源の縮小に歯止めがきかない状況となっている。

イ 杵築市における過疎の状況

平成17年の市町村合併以前には、旧杵築市地域では積極的な企業誘致によって、一時的に人口が回復傾向にあった一方で、現市域の約7割を占める旧山香町・大田村地域においては、合併前後を通して人口減少が著しい。また、旧杵築市地域においても、製造業を中心に、平成20年代以降の生産拠点の海外転換等により再び減少に転じている。

そこで、本市では平成22年度から「過疎地域自立促進特別措置法」による10年間、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」による5年間の計15年間に及ぶ財政支援などの恩恵を受けながら、過疎対策として、農林水産業の省力化、交通・情報通信網の充実、教育の水準・環境の維持に努めてきた。地方創生各種施策と連動して、農林水産物のブランド化・高付加価値化を行い、ふるさと納税返礼品の強化を通じて新たな商品開発・販路開拓に取り組んだほか、新規就農者の育成を行った。全国的に高まる地方移住人気については、増加する空き家対策として、物件情報の管理・改修補助、移住体験等の移住支援策を展開してきたほか、こどもの医療費や給食費無償化、休日保育や病児・病後児保育の確保など、子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組んできた。

しかしながら、先述のとおり本市での著しい人口減少は継続して発生しており、地域コミュニテ

ィやインフラ施設の維持に支障を生じる恐れがある。さらに、年齢階層別では、若年層の都市部への進学・就職を契機とした転出が年々増加し、人口減少の一端となっている。また、これまで第一線で地域の担い手として活躍してきた世代である、いわゆる「団塊の世代」がまもなく75歳を超え、高齢化がさらに進展する見通しである。若年層の本市定着に向けた環境整備や高齢者が長く「担い手」、「支え手」側であり続けられる仕組みづくりと、引き続き、様々な分野で世代交代を講じていかなければ、本市を構成する各地域の維持・存続が危ぶまれる重大な影響が懸念されている。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

産業別の就業人口比率では、第3次産業が半数を超えており、市民の生活様式・嗜好の変化や通信環境の整備が進んだこと等により増加傾向にある。また、地方移住人気の追い風を受けて、テレワークなど多様な働き方を求めた移住も始まっている。本市は、大分空港に近いことから、東京や大阪など都市圏との時間的近接性を活かしたサテライトオフィスの誘致や二地域居住等の可能性が高いと考えられている。

一方で、令和2年農林業センサスによると、本市域約280㎥のうち、約6割が林野で、第1次産業従事者の減少・高齢化により、利用されなくなった土地に大規模な太陽光発電の開発が相次いでいる。再生可能エネルギーの割合が高まること自体は望ましいものの、本市下流域には人口が密集し、牡蠣の養殖やハモの加工等、水産業が盛んに行われており、農業が持つ多面的機能の維持・発揮が失われた場合、水道利用等人々の生活や多くの産業に影響を及ぼしかねない。これが、「第1次産業が基幹産業である」との理由であり、引き続き調和のとれた産業構造と、担い手・人材の確保に取り組む必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による人口増減率・産業別就業人口は、表1-1(1)のとおり。年々、総人口は減少の一途を辿っており、特に若い世代の人口減少率は大幅に増加している。また、人口減少に比例して、就業者数全体も減少しており、人材不足や地域の担い手不足が懸念され、市の活力低下に繋がることが予想される。

また、国立社会保障・人口問題研究所が令和2年の国勢調査を基に推計した本市の将来人口は、表1-1(2)のとおり、引き続き5年で約2,000人程度の減少傾向が続く予測である。そこで本市は、雇用環境の整備、結婚・出産・子育ての希望を叶える施策等を始めとした地方創生対策を展開することにより、令和32年時点で、18,351人を維持する目標「杵築市人口ビジョン」を掲げ、達成に向け地方創生各種施策に取り組んでいる。

表1-1(1) 人口等の推移(国勢調査)

※「増減率」は、左欄の年からの変化に基づく数値で、▲は減少した割合、△は増加した割合を表す。

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	35,066	34,095	▲2.8%	33,567	▲1.6%	30,185	▲10.1%
0~14歳	6,688	5,666	▲15.3%	4,000	▲29.4%	3,482	▲13.0%

15～64 歳	22,744	21,081	▲7.3%	18,824	▲10.7%	16,068	▲14.6%
うち 15～29 歳 (a)	5,968	5,139	▲13.9%	3,618	▲1.8%	3,618	0%
65 歳以上 (b)	5,634	7,348	△30.4%	9,807	△33.5%	10,378	△5.8%
(a) /総数：若年者比率	17.0%	15.1%	—	15.0%	—	12.0%	—
(b) /総数：高齢者比率	16.1%	21.6%	—	29.2%	—	34.4%	—

(表・続き)

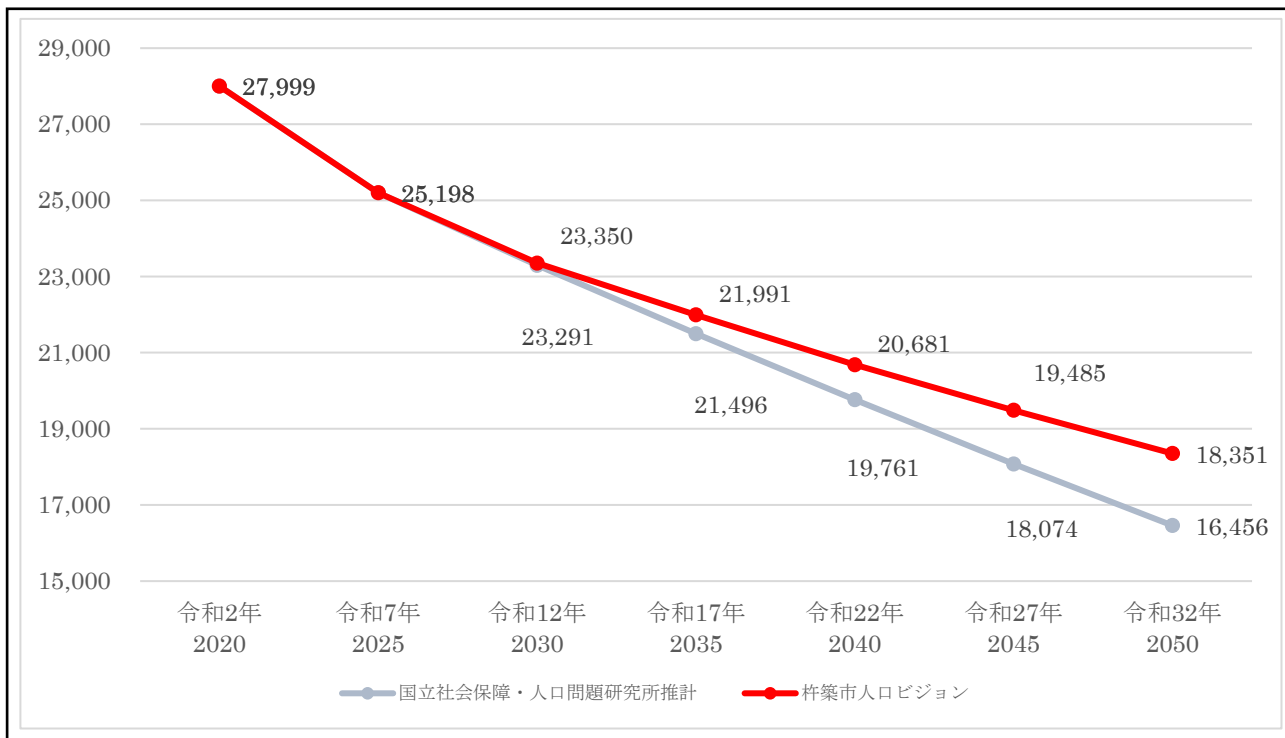
区 分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	27,999	▲7.2%
0～14 歳	2,943	▲15.5%
15～64 歳	13,487	▲16.1%
うち 15～29 歳 (a)	2,782	▲23.1%
65 歳以上 (b)	10,378	0%
(a) /総数：若年者比率	9.9%	—
(b) /総数：高齢者比率	37.1%	—

産業別就業人口	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	17,587	17,098	▲2.8%	15,923	▲6.9%	13,970	▲12.3%
第 1 次産業就業人口比率	42.5%	32.5%	—	20.6%	—	15.4%	—
第 2 次産業就業人口比率	18.4%	25.9%	—	26.4%	—	26.4%	—
第 3 次産業就業人口比率	39.1%	41.6%	—	52.6%	—	54.0%	—
分別不能 (人)	6	5	—	48	—	589	—

(表・続き)

産業別就業人口	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	12,828	▲8.2%
第 1 次産業就業人口比率	13.6%	—
第 2 次産業就業人口比率	30.7%	—
第 3 次産業就業人口比率	51.3%	—
分別不能 (人)	569	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (杵築市人口ビジョンより抜粋)



(3) 杵築市行財政の状況

本市の財政状況は、地方交付税などの依存財源に頼るところが強い。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、合併後の人員削減などの行財政改革により、平成 17 年度 (97.4%) から平成 22 年度 (83.0%) までの 6 年間で 14.4% 改善した。しかし、高齢化に伴う福祉等施策需要や災害・防災対策への期待の高まり、市域各所に点在するインフラ施設の老朽化による維持費の高止まり、さらには橋梁・学校教育施設等、必要不可欠な大規模施設更新の必要性によって経常収支比率は悪化に転じ、平成 30 年度に市政後、初めて 100% を超える事態を招き、令和元年度にも同様の結果となった。

そのような財政状況から、令和 2 年度から令和 6 年度までを期間とする「第 4 次杵築市行財政改革大綱」に基づく各種取組を開始し、令和 2 年度決算では経常収支比率が 94.4% と好転し、その後も県内平均以下で推移している。しかしながら、高齢化に伴う社会保障経費の増加、物価高騰による人件費や物件費、各種インフラ施設の維持費増大が今後も見込まれるため、引き続き行財政改革を進め、安定的な行財政運営に努めていく必要がある。

表 1-2 (1) 杵築市財政の状況

単位：千円／%		平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A		20,097,258	20,070,598	27,296,056
一般財源	地方税	2,984,994	2,971,651	3,101,467
	地方交付税等	8,167,909	8,066,581	7,745,030
	国庫支出金	2,279,999	2,409,995	6,645,456

	都道府県支出金	1,648,410	1,591,274	1,695,876
	地方債	2,642,504	2,858,024	2,800,798
	うち過疎債	681,000	867,700	1,179,800
	その他	2,373,442	2,173,073	5,307,429
歳出総額 B		19,292,662	19,135,300	26,740,223
	義務的経費	7,910,064	8,171,331	11,324,728
	投資的経費	3,490,036	3,536,882	4,003,821
	うち普通建設事業	3,427,042	3,282,462	3,705,555
	その他	7,892,562	7,427,087	11,411,674
	うち過疎対策事業費	3,374,326	3,053,340	4,575,922
歳入歳出差引額 C (A-B)		804,596	935,298	555,833
翌年度へ繰越すべき財源 D		153,079	121,721	110,136
実質収支 C-D		651,517	813,577	445,697
財政力指数		0.36	0.34	0.35
公債費負担比率		17.9%	18.5%	32.8%
実質公債費比率		11.0%	9.2%	10.4%
起債制限比率		8.3%	6.8%	
経常収支比率		83.0%	90.7%	94.4%
将来負担比率		61.0%	39.8%	28.4%
地方債現在高		22,059,880	23,687,883	22,713,839

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	31.1	20.3	26.4	33.7	41.7
舗装率 (%)	61.0	73.5	74.2	83.3	83.6
農道					
延長 (m)	-	-	-	46,001	46,001
耕地 1ha あたり農道延長 (m)	73.2	73.6	71.5	-	-
林道					
延長 (m)	-	-	-	53,469	51,302
林野 1ha あたり林道延長 (m)	13.2	6.8	9.6	-	-
水道普及率 (%)	76.0	80.7	87.4	80.8	86.4
水洗化率 (%)	-	-	46.5	62.9	68.2

人口千人あたり病院、診療所の 病床数（床）	-	11.5	15.2	13.4	13.1
--------------------------	---	------	------	------	------

（４）地域の持続的発展の基本方針

令和 7 年度から令和 16 年度までの期間である第 3 次杵築市総合計画に沿った以下の方針に基づく取組を推進し、過疎地域からの脱却を目指します。

- みんなで「みらい」を育む 希望あふれるまちづくり
 - ・子育て支援が充実し、まち全体で子どもたちの成長を育む。
 - ・すべての子どもが健やかに学び成長できる環境を育む。
 - ・様々な価値観に触れ、心豊かな生活を育む。
- みんなで「けんこう」を目指す 笑顔あふれるまちづくり
 - ・地域全体で共創・共生し、健やかな社会を目指す。
 - ・子どもから高齢者まで、誰もが元気で幸せな生活を目指す。
 - ・地域で健康づくりに励み、柔軟な地域医療体制を目指す。
- みんなで「にぎわい」を生み出す 活力あふれるまちづくり
 - ・既存産業を維持発展させ、新たな産業を生み出す。
 - ・稼ぐ仕組みを構築し、まち全体でチャレンジする人を応援する。
 - ・豊かな地域資源を磨き、新たな価値（ブランディング力）を生み出す。
- みんなで「くらし」を守る 安心あふれるまちづくり
 - ・市民の利便性と環境に配慮し、良好な都市環境を守る。
 - ・生活基盤を整え、安心安全で快適な生活を守る。
 - ・災害・防災対策が充実し、まちの安心・安全を守る。
- みんなで「しくみ」を考える 活気あふれるまちづくり
 - ・魅力が広まり、様々な関わりを持つ人が増加する取組を考える。
 - ・様々な主体が参画し、協働による地域づくりを考える。
 - ・市民・行政ともに便利と感じられる方法を考える。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

【達成基準・基本となる目標】

(4) に示した基本方針に基づき、令和 12 年度を目標とした以下の項目に取り組むこととする。

項目	基準値	目標値 (令和 12 年度)
人口	25,198 人 (令和 5 年度)	23,350 人
合計特殊出生率	1.28% (令和 5 年度)	1.65%

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本市の人口ビジョンで掲げる人口の維持に向け取り組む地方創生各施策との整合を図り、施策を

連携するため、「杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略評価会議」で、前項に掲げる達成基準の進捗確認を毎年度行うとともに、改善策をまとめる。または本市の総合計画、行財政改革のアクションプラン「未来戦略展開プラン」に基づいて同様に評価する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では「杵築市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」に掲げる「公共施設のあり方に関する基本的な方針（以下に抜粋）」に則り、各種整備を行う。なお、本計画に記載したすべての公共施設等の整備については総合管理計画に適合する。

【公共施設のあり方に関する基本的な方針】（抜粋）

1. 公共施設の適正化

本市の公共施設等総合管理計画は、市民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくために、将来を見据えて、最適で最良なサービスを提供できる施設を目指します。そのためには、計画的に施設の集約化や老朽施設の廃止を推進することで、今後20年間で30%の保有面積を削減することとします。

(1) 施設の適正配置と集約化

保有する施設について、人口減少や人口構造の変化を見据え、全体面積の削減を含めた適正配置を検討します。

また、これまでに計画がない新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の統廃合、複合化、多機能化を基本とし、施設運営時の維持管理経費を削減します。

(2) 既存施設の有効活用

利用率が低い施設や余剰スペースは、用途変更や他施設への機能移転などを進めることで、既存施設の有効活用を図ります。

(3) 施設の譲渡、廃止等

利用者が特定の地区住民や特定団体などに固定している施設については、関係団体等への移転や譲渡等を検討します。

利用率が低い施設については、売却や貸付等を検討し、長期の活用が見込めない施設等については廃止します。その場合は老朽化による破損等で周辺の環境、治安に悪影響を与えないよう、施設の取壊しを行います。

(4) 施設の耐震化

建設から一定期間を経過した施設は耐震診断のうえ、必要に応じて計画的に耐震補強工事を実施します。しかし、建設から30年以上経過している施設については、耐震化の投資効果が短期間となることから、慎重に対応することとし、耐震性のある既存の施設への機能移転を視野に入れながら検討を行います。

(5) 国、県の施設の相互利用及び近隣市町との共同設置

施設の更新にあたっては、効率的な運営を行う観点から、サービス提供のための施設等を全て自らが整備することを前提とせず、国、県の施設の相互利用や近隣市町との施設の共同設置も検討します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住・定住・地域間交流

本市においては、豊かな自然環境や歴史的なまちなみの魅力、大分空港や別府・湯布院といった観光地への良好なアクセス環境などを背景に、都市部からの移住先として一定の関心を集めている。近年はテレワークの普及やワーケーション需要の高まりに伴い、地方移住を希望する層が増加傾向にある。

しかしながら、進学や就職を契機とした若年層の都市部への流出は依然として続いており、特に15歳から29歳の人口減少が顕著である。この結果、生産年齢人口の減少が進行し、地域社会の持続可能性に深刻な影響を及ぼしている。今後は移住希望者を呼び込むとともに、市外への流出を抑制するために、本市に住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくと同時に増加傾向にある空き家の中には老朽化が著しいものも多く、魅力的な住環境を確保する上での課題となっている。空き家の利活用を進めるために、空き家に関する情報提供等の更なる充実が求められている。

また、人口減少による地域の賑わいが失われている状況の対策として、移住による「定住人口」や観光などで訪れる「交流人口」はもちろんのこと、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出による地域の活性化を進めていくことが必要である。

イ 人材育成

人口減少や少子高齢化により、地域活動や市内各種産業等のあらゆる場面で担い手不足に直面している。特に大学や専門学校が存在しない本市では若者の流出が課題となっている。進学や就職後もUターンの促進等により、本市への定着を図る取組を推進する必要がある。

また、地域おこし協力隊や地域活動団体の取り組みにより、地域課題に関わる人材育成や支援が行われているほか、地元高校や福祉団体、大学・企業との連携協定による地域学習や体験型活動、地域課題解決プログラムも進められている。一方で多様な人材が地域で活躍するための受け皿や活躍の場が不足しており、育成した人材を地域活動に結びつける仕組みが弱い面がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流

移住・定住の促進に向け、空き家バンクの登録物件数を拡充するとともに、オンライン上での物件情報の充実を図り、写真や間取り、周辺環境等を含めた情報提供を行い、新たな住居として活用される空き家については、改修費用の一部を補助する取り組みを実施し、安全で快適な住環境の確保を支援する。

移住希望者に対する情報発信の強化も重要であるため、市の公式ホームページやSNS、都市部での移住相談会を通じて、お試し移住や移住支援制度を積極的に周知する。さらに、既に移住・定住した者の体験談を取材・発信し、移住希望者に対し安心感と信頼性を提供する。

地域間交流の促進については、関係人口の創出と定着を図るため、地域活動の新たな担い手とな

る地域おこし協力隊の積極的な受け入れや大学・企業等と連携した地域の課題解決に向けたプログラムの展開、ふるさと納税制度等を通じた本市を応援する新たな支援の拡充を推進していく。

イ 人材育成

市内就職フェアの開催による本市の魅力ある企業紹介を通じた進学後の市内就職の定着や移住・定住施策を通じた U ターンの促進を図る。こどもたちが地域課題に取り組む場づくり、市内の農業・企業等産業において、職場体験を通じたキャリア教育により、本市や本市事業者に対する愛着を高めるほか、地域課題の解決を通じた人材育成に取り組む。

また、育成された人材が地域で継続的に活躍できるよう、活動フィールドの提供や、地域コミュニティ・団体とのマッチング支援を強化する。人材のネットワーク化や成果共有の場を設け、学びと交流を循環させることで、地域人材の持続的な活躍を促す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進対策事業 【具体的な事業内容】 空き家バンクを通じて県外等から本市へ転入する人に対して、奨励金や空き家の改修費を補助。 【事業の必要性】 空き家の利活用、転入者の増加と定住 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加	市	
		移住体験事業 【具体的な事業内容】 都市部での移住フェア等を通じて、本市への移住を検討する人を対象に、お試しで移住できる機会を提供する。 【事業の必要性】 転入者の増加と定住 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加	市	

	<p>地域おこし協力隊設置事業</p> <p>【具体的な事業内容】 本市の産業やコミュニティ活動等への支援に従事</p> <p>【事業の必要性】 産業やコミュニティ活動等の活性化</p> <p>【見込まれる事業効果】 新規事業の創出、地域への定住</p>	市	
--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

3. 産業の振興

(1) 現状と課題

ア 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

本市は、両子山から連なる山々に囲まれた山間地や、伊予灘、別府湾が築き上げた美しい眺望の海岸線など、豊かな自然を利用し、「少量ながら多品種」であることが、本市農林水産業の特徴である。広く変化に富んだ市域を利用し、沿岸部では、牡蠣・アサリの養殖やハモ・ちりめん等の漁船漁業、西部の昼夜の寒暖差が激しい盆地では米作や畜産が行われており、園芸品目ではイチゴや小ネギなどの施設野菜、みかんを中心とした柑橘などの果樹、ホオズキやキクなどの花き、茶や漢方薬などに使用される生薬といった多品目の栽培を行っている。また、本市を含む国東半島は、伝統的な農業や文化、土地景観の保全と持続的な利用が図られている地域として世界農業遺産に認定され、クヌギ林とため池を連携させた原木しいたけ生産等が続けられている。このように、農林水産業それぞれが密接に関わりを持っており、農業、林業、水産業の各分野に多層的に取り組む必要がある。

高齢化、担い手不足がより一層深刻化しており、食料を安定的に供給し、農林水産業の持続的発展を図っていくためにも、担い手確保に向けた様々な取組が必要となっている。企業参入や新規就農の取組や事業継承など、新たな担い手の確保・育成、安定した生産・供給体制の整備と効率的な営農が可能となる基盤整備が求められている。加えて、耕作放棄地や未整備森林の増加による有害鳥獣の被害への対応、気象の変化に伴う水産資源の減少や高温障害による農畜産物被害への対応が求められている。

イ 商工業（製造業を含む）

本市は、大分空港至近であることから、かつては半導体、電子機器部品等の大規模な生産工場が進出したが、生産拠点の海外転換のあおりを受け、生産拠点の撤退や縮小など、厳しい局面を迎えている。

一方、市内中小・零細企業においても人口減少に伴う市内需要の低下や事業承継が出来ずに廃業してしまうケースも見受けられる。こうした動向を丁寧に捉え、空港至近の特性を活かし、撤退後の工場跡地や閉校した学校用地の再活用を進めると同時に市内中小・零細企業に寄り添った取組をさらに発展させる必要がある。

ウ 情報通信業（情報サービス業等）

新型コロナウイルス感染症拡大等を契機として、テレワークやサテライトオフィスが全国的に注目されてきた。本市域は、民間の光通信回線、無線での情報通信環境のインフラが未だ脆弱で、都市部との格差・誘致力の低下を招いている。そこで、本市は、ケーブルネットワーク網の光化を令和元年度から着工し、情報通信環境の向上を図っている。今後は環境整備と同時に積極的な企業誘致活動につなげ、人口減少対策として、テレワークやサテライトオフィス等に対応した新たな雇用環境の創出を目指す必要がある。

エ 観光業（旅館業を含む）

本市の観光は、自然環境と江戸時代の風情が色濃く残り、自然を活かした公園や重要伝統的建造物群保存地区にも指定された城下町が牽引役となり、多くの観光客が訪れている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症流行以降から観光客数が伸び悩んでおり、新型コロナウイルス感染症終息後も流行以前の水準まで観光客数は回復していない。また、本市には大規模な宿泊施設は少なく、滞在時間・宿泊客は決して多くなく、夜間は閑散とし、観光消費も伸び悩んでいる。

また、日本国内におけるインバウンド需要が年々増加している一方で、本市を訪れる外国人旅行者数は一定数いるものの、低い水準にある。今後はインバウンド需要獲得も含めた観光振興に向けた新たな観光コンテンツや宿泊施設等の環境整備、本市観光施策の効率的な広報戦略を推進する必要がある。

（２）その対策

ア 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業生産の基盤となる圃場整備、農道整備、農業用水確保対策、ため池改修などを推進するとともに、共同利用の大型機械導入や情報通信技術（ICT）やロボット技術、AI（人工知能）といったスマート農業の導入による効率化と生産性の向上を図ると同時に化学肥料や化学農薬の使用量削減など環境負荷低減への取り組みを推進し、持続可能な社会を目指す。また、集落営農組織間の連携や研修制度等を活用した新たな担い手の育成・企業参入を推進することで、多様な担い手確保に向けた取り組みを行っていく。

また、マーケットニーズに応じた作物等の生産拡大の推進、県や市が推奨する農林水産物の産地拡大の推進、地域商社や企業等との連携による園芸、畜産、水産加工品の開発やブランド化、高付加価値化の推進、ECサイトの活用、販売拠点施設の整備等様々な販売チャネルの拡大と情報発信を図る。

中山間地域における農地保全や山林の活用を通して多面的機能を向上させるとともに、鳥獣による農林産物への被害の低減に向けて集落環境対策、予防対策及び捕獲対策を総合的に取り組む。

また、水産業の基盤である漁港の長寿命化を図るとともに、海底耕耘による漁場の整備や水産資源の増大を図るため種苗放流を継続して行い水産資源の定着と増大を図る。漁業後継者や新たに漁業を始める方へ漁船や漁具等の整備に対する支援を行い、後継者の確保を目指す。

イ 商工業（製造業を含む）

主に観光客を顧客ターゲットにした歴史的町並みなどの地域資源を活かした商店街の形成・再生のほか、地域住民を顧客ターゲットにした商業施設の誘致等による消費の拡大を図ることにより、魅力的でにぎわいのある商業基盤の整備に努める。製造業等についても、引き続き積極的な誘致活動のほか既存立地企業の設備投資を支援する。

また、経営状況の悪化など事業継続の困難性の課題が浮き彫りとなっている中小企業者等に対しては、必要事業資金の円滑な調達を促すため、信用保証料の補助を行うほか、事業承継の支援を強化する。

さらに、官民の空き地・空き施設・空き店舗等の有効活用による企業立地・創業・開業支援を推

進するため、本市内外で活躍する法人・キーパーソンの取組の多角化や新規事業に向けた構想を支援して、新たな魅力・活力あふれるまちづくりを図る。

ウ 情報通信業（情報サービス業等）

通信環境の整備・維持、機能向上に引き続き努め、地方へ移住・滞在しながら働ける環境を提供していく。大量に消費が予想される電力消費においてはクリーンなエネルギー源を活用できるよう、環境施策との関係性を深める。

また、テレワークやサテライトオフィス等における本市の空き施設活用において、貸出や譲渡が素早く手続きができるよう、保全・用地の境界確認や物件の状態評価・調査を並行して進める。

エ 観光業（旅館業を含む）

自然や景観、歴史的な町並みを活かし、大分空港や別府市・由布市といった温泉地に至近であるという立地特性に配慮した広域観光に近隣自治体と連携して取り組む。

観光客数増加に向けた体験型プログラムや周遊プログラム等の新たな観光コンテンツの開発を豊の国千年ロマン観光圏や杵築市観光協会と連携して行い、国内外に向けた観光宣伝・広報の充実を目指す。

また、観光消費拡大のため、インバウンド向けの各種環境整備や滞在の場所となる宿泊施設については、農泊・民泊事業者の維持・創業を支援するほか、大人数が利用可能な拠点となる本市が有する施設の設備更新・長寿命化を図り、各種環境整備の取組を進める。

（３）計画

事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	防災重点農業用ため池整備事業 (北杵築地区)	県	
		防災重点農業用ため池整備事業 (下司地区)	県	
		防災重点農業用ため池整備事業 (仁田尾溜池)	県	
		防災重点農業用ため池整備事業 (長谷地区)	県	
		防災重点農業用ため池整備事業 (本庄地区)	県	
		防災重点農業用ため池整備事業 (上の池地区)	県	

防災重点農業用ため池整備事業 (小武溜池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (狐平溜池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (小谷大池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (山迫溜池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (黒田溜池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (上新溜池)	市	
防災重点農業用ため池整備事業 (夫婦溜池)	市	
防災重点農業用ため池整備事業 (鴨川溜池)	市	
防災重点農業用ため池整備事業 (尾払溜池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (カジヤ溜池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (杵築市2期) ※ため池廃止	市	
水田畑地化推進基盤整備事業 (野田地区)	県	
農業水利施設保全合理化事業 (奈狩江地区)	県	
農業水利施設保全合理化事業 (石山地区)	県	
基幹水利施設保全対策事業 (久木野尾地区)	県	
農業体質強化基盤整備促進事業 (向野地区)	市	
水田畑地化推進基盤整備事業 (笠口地区)	県	
水田畑地化推進基盤整備事業 (向野地区)	県	
水田畑地化推進基盤整備事業 (加貫地区)	県	

	農業体質強化基盤整備促進事業 (定野尾地区)	県	
	農業体質強化基盤整備促進事業 (竜船地区)	県	
(2) 漁港施設			
水産業	水産物供給基盤機能保全事業	市	
(3) 経営近代化施設			
農業	育苗センター長寿命化事業	市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
第1次産業	多面的機能支払交付金事業 【具体的な事業内容】 農業者団体等の活動組織が共同で行う農地、農業用施設の日常の管理、農村環境の向上等に資する活動に対して支援 【事業の必要性】 農業者の高齢化、担い手不足 【見込まれる事業効果】 国土・自然環境保全	協議会	
	中山間地域等直接支払事業 【具体的な事業内容】 農業生産条件の不利な中山間地域の集落等を単位に農地を維持・管理していくための協定を締結し、耕作放棄地の発生防止、良好な農村景観の保全を支援 【事業の必要性】 担い手不足、耕作放棄地の減少 【見込まれる事業効果】 国土・自然環境保全	協定組織	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
杵築市の全域	農林水産物等販売業、製造業、情報サービス業等、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）（３）のとおり

（iii）他団体等との連携

商工会などの関係団体や、市民の通勤圏・商圈を共有する近隣自治体及びその企業等と協力して、事業者や起業を検討する人が抱える課題への相談対応や事業連携の支援により、地域経済の活性化を図るとともに、経営基盤の強化や事業継承に取り組む中小企業等の支援と育成に努める。

（５）公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

4. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

インターネットやスマートフォンが日常生活に浸透するなど、ブロードバンド整備による高度情報化の進展もあり、都市部と農村地域における情報通信格差は是正されつつある。

本市においても、これまで市全体に行政情報等の共有を図ることを目的として全域にケーブルネットワークを整備し、インターネットでの発信のほか、コミュニティテレビとして自主放送やデータ放送、文字放送などで、市民が必要とする様々な情報を発信してきた。しかし、近年、豪雨・台風等による災害が激甚化し、市民の生命・財産の確保に必要な避難・災害発生などに関する情報提供の重要性がますます増加してきている。そのため、ケーブルネットワークを活用した緊急情報の提供に努めているところである。

一方で、現代社会において必要不可欠な情報通信網の充実は、世界とのアクセスやサテライトオフィス等の誘致など、移住施策や産業の振興にも深く関わる要素である。今後は、次世代にも対応可能なネットワーク環境の整備を進める必要もあり、施設・設備機器の計画的な更新・整備を行っていく。

(2) その対策

ケーブルテレビについては、地域に密着した情報を提供できる総合情報通信メディアであることから、コミュニティチャンネルの充実により地域に密着した新鮮な情報を発信して地域の活性化を図るほか、地域の活動を発信することにより、集落維持の手法を情報共有していく。また、近年、豪雨・台風等の災害が多発する状況が想定されるため、避難情報や被災状況など、市民の生命・財産を守り、安心・安全を確保するために必要な情報について、防災ラジオや定点カメラによるライブ映像等、ケーブルネットワークを活用した緊急情報の提供に努めていく。

また、これまで整備したケーブルネットワーク施設やケーブルネットワーク網の計画的な更新と、市内全域の光化に取り組むことにより、在宅ワークやリモート会議、オンライン授業等にも対応した双方向での情報通信が可能となるネットワーク環境の整備を進め、市民の利便性の向上と自主放送の安定運用を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 地域における情 報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	ブロードバンド施設	山香・大田地域光ファイバ整備事業 負担金	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○ケーブルテレビ

ケーブルテレビ開始から20年以上が経過し、設備更新の時期を迎えている。ケーブル網やヘッドエンドの更新にあわせて、ケーブルテレビの運営見直しについて、公設公営から公設民営にむけての取り組みを行う。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 交通施設の整備

市内は、国道 10 号や 213 号、東九州自動車道（宇佐別府道路）、大分空港道路をはじめ地域内外を結ぶ幹線道である県道とそれらを補完する形で市道が整備されて市内の道路網を構成しており、生活・産業・観光道路として重要な役割を担っている。しかしながら、県道の整備についても、未改良部分も多く幅員狭小区間等による通行障害があり、市民生活の安全性及び利便性を考えるうえで、早急な整備が望まれている。

市道等についても同様で、舗装率は高まったものの改良率が低いため、全体的に幅員が狭く、車両の大型化に追従できていない。市道をはじめ農道、林道等は市民生活や産業振興を支える最も重要な社会基盤であり、地域の実情に応じた整備をする必要がある。さらに災害避難・復旧等における複数ルートの確保の視点から、長期的・計画的な道路ネットワークの構築が求められている。

また、道路の改良・整備だけでなく、橋梁・トンネル・道路標識等の多くは建設後の経年劣化等により老朽化が進行しており、修繕・更新が必要となる施設の増加が見込まれ、これら道路ストックの適正管理への要請が高まっている。道路の状態監視を兼ねた道路管理や支障木の伐採など、沿線の地域住民との連携もますます必要となってくる。

イ 交通手段の確保

高齢者の運転免許返納後の生活維持や、統廃合や鉄道運行頻度の減少などで通勤・通学が以前に増して遠距離になって不便になるなど、民間のバス・タクシー会社との協働はますます重要になってくる。また、慢性的な運転手不足が続いており、早朝・夜間のほか、観光客の移動に影響が出ている。バス、タクシーなどの交通事業者は、市民の日常生活や地域経済活動を支える重要な役割を担っていることから、その存続に向けて、利用を喚起する取り組みや運転手の確保対策が求められている。

民間の路線バスの維持、自家用有償等によるコミュニティバス、乗合タクシーの運行により、交通結節点を形成する等、各地域間の交流の促進と、交通の利便性の確保が求められている。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

広域・高速化に対応していくため、未改良区間及び交通障害区間の改良を県に強く働きかけるとともに、主要幹線市道の二車線化や、広域・地域間交流をより促進するため、道路本来の機能だけでなく、本市のイメージアップにつながるための、景観や自然環境に配慮した道路ネットワークの構築を、長期的に順次整備を進めていくと同時に市内交通環境の利便性向上を促進する。

また、建設後の経年劣化等により老朽化が進行している道路ストックについては、道路施設及び附属物の点検を実施するとともに、適正かつライフサイクルコストの低減を見据えた施設補修を進めていく。さらには、既存の交通体系の連携改善により、道路ネットワークの構築はもとより、道路維持・修繕にも着目した新時代の交通体系を総合的に検討していく。

イ 交通手段の確保

大分空港とのアクセスの向上など、広域的な公共交通の充実を図るとともに、民間事業者と連携して、既存の鉄道路線、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー等の交通手段の維持、乗り継ぎや各種交通施設周辺の整備等利便性向上に努め、市民の移動の自由の確保を図る。

さらに、公共交通の効率的・効果的・持続可能な運営のため、公共交通を真に必要とする人や場所を見極め、路線網の見直しやオンデマンド型交通等の新技術の活用等、最適なサービスの導入を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	鹿倉線 道路改良事業 (L=1,000m、W=7.0m)	市	
		重永吉野渡線 道路改良事業 (L=230m、W=5.0m)	市	
		北祇園中の原線 道路改良事業 (L=350m、W=5.0m)	市	
		道路舗装長寿命化修繕事業	市	
	橋りょう	橋梁等長寿命化修繕事業	市	
	その他	法面等長寿命化事業	市	
	(2) 農道			
		産地基幹農道整備事業 (奈狩江地区)	県	
		農道保全対策事業 (熊野地区)	市	
	(3) 林道			
		林道豊後高田山香線整備事業 (L=1,380m、W=7.0m)	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	過疎バス運行事業 【具体的な事業内容】 民間バス路線の存続は重要課題であり、赤字路線の運行費を補助することにより、路	市	

	<p>線を存続し、市民の交通の確保を図る。</p> <p>【事業の必要性】 移動手段の確保</p> <p>【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等</p>		
	<p>コミュニティバス運行事業</p> <p>【具体的な事業内容】 旧 3 市町村を結ぶ路線や、民間バス路線の廃止代替、交通空白地域にコミュニティバスを運行することで、市民の交通の確保と利便性の向上を図る。</p> <p>【事業の必要性】 移動手段の確保</p> <p>【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等</p>	市	
その他	<p>環境ボランティア支援事業（市道）</p> <p>【具体的な事業内容】 市道環境保全（草刈等）に対して、1m 当たり 15 円の報奨金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 自主的な保全活動存続のため</p> <p>【見込まれる事業効果】 住民との協働による市道の保全、安全な交通空間の維持</p>	市	
(10) その他			
	県施行土木負担金	県	
	県施行港湾・海岸施設整備事業	県	
	県施行河川事業負担金	県	
	県施行急傾斜地崩壊対策事業	県	
	市町村営急傾斜地崩壊対策事業	市	
	道路ストック総点検事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○道路

市道の整備については、本市の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性を考慮して整備を図る。既存の

市道については、利用状況を踏まえた維持管理を行い、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防的な取り組みにより、道路利用者の安全確保に努める。

○橋りょう

橋りょうについては、定期的な健全性の把握に努め、緊急性や重要性を考慮して、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき適切な維持管理を行うことにより、道路利用者の安全確保に努める。

6. 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 上水の確保、下水・排水対策

本市水道事業では、必要な水道施設・設備の整備やその維持・管理に取り組んでいるが、地形が複雑で集落が点在していることなどにより、水道設備の整備が困難であることから、水道普及率（令和6年3月末時点）は87.2%で、大分県普及率（県全体）92.2%、全国平均98.3%に比べると依然として低い水準にある。施設・設備の老朽化の進行や、給水人口の減少等による収益の低下等への対応といった課題に直面している。地域で管理・運営する小規模水道施設等についても、施設・設備の老朽化の進行に加え、管理者の高齢・少数化への対応等、対処すべき課題が増加している。特に厳冬期には、管理が行き届かずに水道管が凍結し、漏水・断水する事案が増えてきている。

下水道の整備によって生活環境の改善や公共用水域の環境保全が図られており、本市の河川や沿岸部の水質は概ね良好な状態を保っているが、汚水処理人口普及率（令和6年3月末時点）は62.7%と、大分県平均82.8%、全国平均93.3%と比べ、かなり低い水準にあるため、下水道が整備されていない地域においては、どのような手段により、水質負荷低減を効果的に進めるかが課題となっている。下水道事業では、整備に伴い借り入れた多額の企業債の償還や老朽化に伴う設備の更新など厳しい経営状態ではあるが、健全経営の確保に努めるとともに、整備した下水道の効果を最大限に発揮するため接続率の向上にも取り組んでいく必要がある。

また、大規模災害に対する備えや、渇水に伴う断水・豪雨等による一時的な出水など気候変動についても対策を行っていく必要がある。

イ 廃棄物の処理

資源ごみを除く可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理については別府市、日出町とともに別杵速見地域広域市町村圏事務組合を設置し、この広域圏事務組合が運営する藤ヶ谷清掃センターで行っている。埋め立て処分施設の狭さが課題として残っており、ごみの量の削減が引き続き課題である。地域の高齢化により、ごみを運べない、資源ごみストックヤードの規模が小さく、資源ごみ事業の妨げとなる課題も生じており、対策が求められている。他にも、過疎地域であることから、人通りの少ない場所での、ごみの不法投棄が散見されている。

また、し尿処理については、日出町とともに杵築速見環境浄化組合を設置し、共同処理を行っている。施設稼働から27年が経過し、計画的な改修・維持管理が必要となっている。

ウ 防災、生活安全対策

本市は隣接する日出町と、杵築速見消防組合を組織し、常備消防体制がとられ、救急搬送、地域の火災の初期消火等、安全確保に努めている。消防団（非常備消防）については、本市全体で13分団、43部、580名で構成されている。しかし、団員の確保が難しくなっており、年々減少傾向となっている。

消防施設について、消防ポンプ車、小型動力ポンプ付積載車、消火栓、防火水槽等、消防水利の拡充強化を適宜進めているが、整備は遅れぎみである。また、消防機庫の老朽化に伴う修繕・整備

も課題となっている。

近年、地震や風水害等は全国的に多発しており、本市でも避難所開設など行政職員の対応が長期化し、市の通常業務に影響が出るほど、極端な気象現象の発生が多頻度化している。今後発生が予想される南海トラフ巨大地震に備えるためには、防災・減災に資するハード事業にあわせて、消防署員・消防団員の確保・育成のほか、防災士の養成、ネットワーク化等を通じて、自主防災組織の活性化・機能強化といった、地域ぐるみで防災・減災の取組が求められる。

また、高齢ドライバーの交通事故等、社会要請や本人の不安もあって、運転免許証の自主返納を啓発しているが、公共交通に乏しく、起伏が多い本市域においては、車による移動が不可欠で、返納後の交通手段や日常生活の維持に課題が生じている。

エ 住環境、その他の生活環境整備

現在、5割以上の市営住宅が耐用年限を経過しており、防火・防犯等の安全性の確保や居住性の面で早急な対応、計画的な除却対策が求められている。また、若年層の定住確保や人口の流入促進のための改築、高齢者や障がい者対応の住戸整備など、その対応が可能な市営住宅ストックを形成する必要がある。相続による放置、高齢者の単身化など、様々な社会的要因によって空き家が増加しており、生活道路等に接し、倒壊等著しく危険性が高いものも見られ、適切な対策が求められている。

また、当市では別府市、日出町とともに、別杵速見地域広域市町村圏事務組合を設置し、秋草葬斎場を運営している。老朽化に加え、新型コロナウイルス等、特殊な事情も生じていることから、今後も計画的な維持・更新による安定運用が求められる。

(2) その対策

ア 上水の確保、下水・排水対策

安定的な水道事業の運営のため、「杵築市水道事業経営戦略」など各種計画に基づき、料金水準の適正化、施設・設備の整備や維持・管理の実施、市町村連携による共同処理・共同購入等の広域化の検討を行う。地域で管理・運営する小規模水道施設等については、現状を把握するための調査を行い、効果的な維持管理の支援を行い、安全な生活用水の確保に努める。

下水・排水対策では、接続促進のための戸別訪問等による接続率の向上、使用料水準の適正化、経費節減のための更なる広域的な維持・管理体制の検討に取り組むとともに、施設の老朽化については、事業費の平準化を図りながら規模と経済性に応じた更新を行う。公共下水道、農業集落排水事業等の集合処理区域外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業等により、くみ取り方式や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・啓発に努める。

イ 廃棄物の処理

分別収集と資源ごみ事業により、リサイクルやごみの減量に努める。ストックヤードの拡大を実施し、資源ごみ事業の拡大を図ることに加え、適切な個数のごみステーションを設置する。不法投棄防止用の監視カメラや看板を設置する等、ハード面でも対策を図っていく。

ウ 防災、生活安全対策

防火水槽等の消防水利、消防機庫等の拠点施設の設置・修繕をはじめ、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車の整備を計画的に進めるとともに、地域防災の担い手である消防団員や防災士の確保を進め、消防機械倉庫や防災備蓄品倉庫等設備の充実により、行政・市民が一体となった防災体制の確立を図る。

また、地域防災計画や国土強靱化計画の推進、各種マニュアルの整備、災害時の通信体制の確立を目指すとともに、消防団・自主防災組織などと行政が一体となって活動できるよう、平素から防災訓練を実施するなど啓発活動に努め、地域防災との連携・協力体制づくりに努める。

運転免許証の自主返納を啓発しているが、返納後の交通手段や日常生活の維持については、返納時に路線バス等の回数券の配布や住民自治協議会等と協働で対策を講じる。

エ 住環境、その他の生活環境整備

令和4年度に改定した「杵築市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、地域のニーズや地域バランス、民間賃貸住宅の状況を考慮のうえ、公営住宅の適正戸数の確保を図りながら、耐用年限を経過した市営住宅の建替え・用途廃止を行っていく。また、高齢者や障がい者に対応した住戸の整備を併せて実施する。

既存のストックについても、躯体・避難の安全性に係る改修を行いながら長寿命化を図るとともに、設備水準などの居住性の向上を図り、安全で安心して住み続けられる市営住宅ストックとなるよう改善する。立地適正化計画等との整合を含め、将来の人口構造の予測に基づき、変化に対応できる住環境整備またはその提供手法に配慮して事業を行う。老朽化した施設等は財政状況に応じて、緊急度の高いものから除却を進める。継続的な環境調査を実施し、市民に情報の提供を行うことで、豊かな自然環境、安心・安全な生活環境の維持に努める。

近隣他自治体とも連携を図り、人口構造や国際的な環境面での要請に応じた生活環境整備に共同で取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 生活環境の維持	(1) 水道施設			
	上下水道	配水管更新事業	市	
		ポンプ施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
		特定環境保全公共下水道事業	市	
農業集落排水施設	農業集落排水事業	市		

	地域し尿処理施設	杵築速見環境浄化組合運営事業負担金	市	
	その他	合併処理浄化槽設置事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○上下水道

上下水道は、市民生活に直結する重要なインフラであるため、定期的な施設の点検・診断・修繕を実施するなど適切な管理を行い、トータルコストの縮減に努める。また、施設の状態を健全に保つために、計画的な管渠更新により耐震化を図り、可能な限りの長寿命化に取り組む。

○市営住宅

市営住宅の効率的な活用を行うために、予防的修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を行う。中には、建築から50年を超える住宅もあり、これからの利用者ニーズの動向を踏まえ、取り壊しや建て替え等を検討し、杵築市公営住宅等長寿命化計画と整合性をとりながら、各種整備を行う。

○消防施設（消防機庫等）

市内にある消防団の消防機庫は、今後の人口減少を考慮し、消防団再編も視野に入れながら、耐用年数を経過して著しく老朽化の進んだ施設から更新を検討する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

高齢化の中でも、より介護が発生しやすい後期高齢者の割合が高まり、超高齢社会を迎えている。運転免許証の返納や独居等で、自宅に閉じこもりがちになったり、栄養状態が悪化したりと、身体・認知機能の低下が懸念され、予防に重点を置いた介護予防やフレイル対策が求められる。

超高齢社会を乗り越えるため、福祉の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、市民それぞれが役割を持ち、支え合いながら、お互いに協力して地域社会の福祉課題を把握し、その解決に取り組むことができるよう、地域のつながりの強化と地域住民が自主的に活動できる体制づくりが必要である。

また、出生数は100人を下回り、減少傾向は続いているものの、共働き世帯の増加や核家族化、就労形態の多様化に伴い、子育て支援事業に対するニーズは多様化している。親元を離れ、本市に馴染みがない中で子育てをする世帯も多く、妊娠期や出産後、また育児期において子育てに悩む保護者も増えており、児童虐待や育児放棄などの深刻な事態へつながる懸念もある。

貧困や孤立、その連鎖等の社会的課題は過疎地域でも無縁ではなく、対応には高い専門性が求められるが、少ない人員での対応が迫られている。過疎地域であるがゆえ、課題を抱える人が「表面化させたくない、相談したくない」といった背景も懸念される。個人の疾病や障がい、介護の有無は、生活困窮・ヤングケアラーなどその家族（世帯）全体の生活課題に深く関わっており、1つの事象を超えた包括的な対応が必要である。子育て世代、高齢者、障がい者（児）、生活困窮者、孤立など、支援が必要な人それぞれのライフステージに合わせた「縦割り」でない、包括的・継続的な支援を可能とする全世代対応型の相談・支援の提供が必要となっている。

(2) その対策

様々な世代、状態にある家族の問題、地域に潜在する課題に、限られた人的・機能的資源を有効に活用し、さらに予防に重点を置いた取組に昇華するため、令和2年度に全世代支援センター「まるっと」を杵築市社会福祉協議会に設置し、運用を開始した。子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター（高齢者）、基幹相談支援センター（障がい児・者）、生活困窮者自立相談支援センターの4つの機能を一本化し、赤ちゃんから高齢者まで、さまざまな困難を抱える人たちに、切れ目のない、きめ細かな相談支援を行う。超高齢社会の到来により、増加・多様化する相談に対応するため、スタッフの確保・育成に取り組む。

保護者の多様なニーズに対応するため、放課後や休日、夜間等における子育て支援環境の充実に努めるほか、食事の提供や生活習慣、将来の自立に向けた支援を行うこどもの居場所の設置、各種支援制度の情報提供の充実や、国・県と連動した経済的負担の軽減に取り組む。

独居やこども世代が近くに住んでいない高齢者世帯など、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現に取り組む。そのうえで、市や関係機関が活動する場や、多様な働き方ができる場の確保・維持に、人材育成とともに継続して

取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 介護老人保健施設			
		介護施設整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	放課後児童健全育成事業 【具体的な事業内容】 放課後の安全な遊びと生活の場を提供し、保護者が安心して子育てができる環境を整備。 【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実	市	
		地域子育て支援拠点事業 【具体的な事業内容】 子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、育児不安等についての相談指導や子育て支援に関する講習の開催等を委託。 【事業の必要性】 子育て世帯の不安解消 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実	市	
		延長保育促進事業 【具体的な事業内容】 就労形態の多様化等に伴うニーズに対応するため保育所、認定こども園等の通常利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において	市	

		<p>て、引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>		
		<p>休日保育促進事業</p> <p>【具体的な事業内容】 日曜、祝日、年末年始における保護者の就労及び傷病、事故、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由で緊急又は一時的に家庭保育が困難となる小学生以下の児童に対して保育を実施。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	
	その他	<p>子ども医療費助成事業</p> <p>【具体的な事業内容】 高校生までの医療費自己負担分の一部を助成することにより、早期治療の促進や保健の向上を図る。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	
		<p>ひとり親家庭等医療費助成事業</p> <p>【具体的な事業内容】 ひとり親家庭等の親及び高校生までの児童の医療費自己負担分の一部を助成。</p> <p>【事業の必要性】 子育て中のひとり親家庭の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○医療保健福祉施設（健康福祉センター、健康推進館等）

健康の増進と福祉の向上を図るために、多様化する住民ニーズを的確に把握するとともに、これまでの施設の利用状況を考慮し、役割や機能、特性に合わせた維持管理を行う。

○子育て支援施設（児童館、こども園等）

児童館、こども園、児童クラブについては、比較的新しい施設が多いものの、小学校の敷地内もしくは近隣に設置している施設であることから、小学校の施設管理や施設整備とも整合性を図り、運営コスト面や集団保育のニーズ等を踏まえながら施設運営のあり方を検討する。

8. 医療の確保

(1) 現状と問題点

本市には、令和7年4月1日現在、3病院、16一般診療所、7歯科診療所があり、病床数は348床である。令和2年度と比較すると、一般診療所が2施設、歯科診療所が1施設の減となっており、また病床数は19床減少し、医師の高齢化や後継者不足により、将来的に医療資源が大幅に減少することが見込まれる。

地理的に広域かつ高齢化が進む中、無医地区や通院困難な住民が存在し、医師や医療資源の偏在などにより地域全体で安定した医療提供体制を維持することが困難となっている。

また、高齢者医療や生活習慣病等の重症化に伴う脳血管疾患や心疾患などの専門病院はなく、高度急性期治療は市外の病院を受診している。今後においても医療に対する要求は、高度化・多様化し、市外医療機関に依存し在宅医療・訪問看護等への対応が必要である。このため、市立山香病院、市内の私立病院及び診療所の連携に加え、県内の中核病院や専門病院との連携の強化が重要となっている。さらに、救急（小児を含む）日曜・夜間等の医療体制の維持確保を図り、医師会・医療圏内の救急病院との連携し、今後も引き続き、迅速・適切に対処する必要がある。

また、地域医療の基幹となる市立山香病院は、昭和55年に建設されており、老朽化の影響が深刻となっている。施設維持に必要な改修工事・高額医療機器等の更新・整備等も計画的に進めていかなければならない状況である。

(2) その対策

市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市立山香病院を中核として適正な医療を供給するとともに医療機関の連携を図り、包括的な医療提供体制の確立に努める。

無医地区等、医療に恵まれない地域の住民に対する医療の充実とへき地医療を担う医師の負担軽減を図るため、救急医療を中心として、へき地医療拠点病院等、地域医療を支える病院相互の連携強化と機能分化を進めると同時に医療 MaaS のような情報通信技術等を用いた遠隔診療導入による医療 DX の推進を図る。

医師や保健師等による健康教育・健康相談の充実、及び各種検（健）診事業の積極的な普及啓発により、病気の予防と早期発見に努める。

また、不足している診療科目の問題など、県内中核病院や専門病院との連携に努め、疾病・救急時においても適切かつ迅速な医療を受けられるよう、地域医療のネットワーク体系をより充実させ、救急医療体制の確保に努める。さらに、医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県や保健所、医師会等と体制構築を目指す。

地域医療の基幹となる市立山香病院は、広域的かつ将来的な人口構造の変化や求められる機能性、医師・看護師確保の見通し、老朽化の状態等を総合的に勘案して、適切な再整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	医療機器整備事業	市	
		付帯施設整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	救急医療施設運営事業 【具体的な事業内容】 医療機関を中心とした連携を強化すること で、休日・夜間等の救急医療体制を確保す る。 【事業の必要性】 超高齢社会の到来、高齢移住者の増加 【見込まれる事業効果】 救急医療体制の充実、早期治療による早期 回復。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○病院施設

市立山香病院は、昭和 55 年度に建設されて耐用年数も経過し、老朽化も進んでいることから、更新の時期を迎えている。今後は、施設の利用状況を考慮し、適正規模の施設建設へ向けて在り方を検討する。

9. 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育等

本市の学校教育機関は、幼稚園 6 園、小学校 9 校、中学校 3 校である。

中学校は、平成 21 年度に山香地域 3 中学校を 1 校に統合し、これに大田地域の 1 中学校を閉校したうえで、統合した。小学校は、平成 26 年度に大田地域 2 小学校を 1 校に統合し、平成 28 年度及び 29 年度で山香地域 6 小学校を 2 校に再編し、令和 8 年度には 1 校へ統合した。また、幼稚園では、園の在り方についての基準を明確化して、現在 6 園のうち 2 園が開園しており、残り 4 園は休園中である。こどもの数、出生数はなおも減少傾向にあり、今後は杵築地域の小学校再編も避けては通れない。こども・保護者と行政双方にとっても、通学が自宅から遠くなり、スクールバス運行など負担が増している。財政の効率性、教育水準確保の観点で必要となる一方で、最も地域住民の納得・了承を得づらい問題でもある。また、学校の統合に伴い、人間関係や学習環境が変化することから、こどもたちが新しい学校生活に安心して移行できるよう、教職員の配置や、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じる必要がある。こうした統廃合は集落から若い世代の流出が加速する懸念があり、集落消滅を決定づけるのではないかとの住民不安は理解でき、「移住・定住」、「集落の整備」などとの整合性、これまで取り組んできた過疎対策の相反に踏み込む可能性がある。

過疎化や少子高齢化、情報化の進展など地域社会や生活環境の変容を背景として、こどもたちの人間関係を育む力、規範意識や自己肯定感の低さなどが指摘されているため、学校・家庭・地域が協働して社会総がかりの教育を行う「コミュニティ・スクール」のさらなる充実を図る必要がある。

また、変化が激しく、将来の予測が困難な時代を生きるこどもたちには、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くとともに、未来に向けて自らが社会の創り手として、活躍していくことが期待される。GIGA スクール構想をはじめとする教育を取り巻く時代の要請や潮流を踏まえ、本市が直面する様々な教育課題に対処し、さらなる高みを目指すため、本市の全てのこどもたちに、学力や体力に加え、未来を切り拓く意欲やグローバルに活躍する力などを総合的に身に付けさせる教育を推進する必要がある。

イ 社会教育・体育

本市の生涯学習は各種教室・講座等を中央公民館、各コミュニティセンターや図書館で開催し、多くの学習機会の提供や学習相談に応じ、学習者自らの生活課題や地域課題の解消に向け、内容の工夫や改善に努めてきた。しかしながら、少子高齢化や多様化する学習ニーズにより、担い手不足や学習提供方法等の見直しを行い、「いつでも、どこでも、だれでも、なにからでも」学ぶことができる生涯学習推進体制を構築する必要がある。

生涯学習の拠点となっている中央公民館等は老朽化が進んでいるものもあり、将来的にどの程度使われるのか、防災上の役割などを考慮しながら、維持・修繕等が必要となっている。

また、健やかで明るく豊かな日常生活を送るため、健康増進への関心は年々高まり、スポーツ・

レクリエーション活動の参加意識がさらに増加している。市民一人ひとりが年齢や体力、ライフスタイルに合ったスポーツ参加の機会を提供し、健康・体力の維持増進につなげる必要がある。また、老朽化した施設の整備や改良、施設や器具に依らない取り組み方の創出に努めていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育等

こどもたちの学びの場の確保・維持に引き続き努めるため、社会情勢や要請に対応しながら、安心・安全で、快適な学校教育環境の維持を行う。また、こどもたちに情報活用の実践力など社会の変化に対応する力、豊かな語学力と、世界や世界の人々と新たな価値を創造し、主体的に社会の形成に参画できる力を身につけさせるために学力や体力に加え、未来を切り拓く意欲やグローバルに活躍する力などを総合的に身に付けさせる教育を推進する。これらの取り組みに対応できるよう、地域ぐるみで、教育環境・学校運営の維持に努めるほか、個に応じた指導を充実するため、特別支援教育支援員や複式学級支援教員、少人数指導教員、ALT等を引き続き配置するとともにGIGAスクール構想等を始めとしたDXの取り組みを推進する。

イ 社会教育・体育

青少年の健全育成や社会教育関係団体の育成、地域づくりリーダーの養成、さらには高齢者の人材活用などの施策を積極的に進めることで、地域の担い手の確保・コミュニティの維持を図る。さらに、多様化する学習ニーズを踏まえた各種教室や講座の開催、ICT等を活用した新たな学びの機会を提供する。

誰もがスポーツに参加しやすいように、様々なニーズに合わせたスポーツ参加の機会提供を実施すると同時にスポーツ振興を担う人材育成も実施していく。

社会教育活動や健康増進の場となる施設の維持に努め、将来需要や防災など他の用途も考慮しながら、必要な改修等を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 教育の振興	(1) 学校教育施設			
	校舎	小学校施設整備事業（空調設置工事）	市	
		中学校施設整備事業（空調設置工事）	市	
	屋内運動場	小学校体育施設整備事業（空調設備工事）	市	
		小学校体育施設整備事業 （照明LED化工事）	市	
		中学校体育施設整備事業（空調設備工事）	市	
	中学校体育施設整備事業	市		

		(照明 LED 化工事)		
	スクールバス	スクールバス整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	複式学級支援事業	市	
		【具体的な事業内容】 学力の向上に向けたきめ細やかな指導や一人ひとりを大切にする学校教育を推進するため、複式学級への支援講師を配置する。 【事業の必要性】 児童の少人数化 【見込まれる事業効果】 学校教育の充実、人材育成		
		スクールバス運行事業	市	
		【具体的な事業内容】 小中学校の統合により通学区間が長距離になった地域について、通学バスの運行を委託する。 【事業の必要性】 小中学校の統廃合、公共交通の脆弱性 【見込まれる事業効果】 保護者・生徒の負担軽減		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○学校教育系施設

小学校、中学校については文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を参考にしながら、地域コミュニティの核としての学校のあり方や特性を十分考慮し、今後の方針を検討する必要がある。幼稚園についても少子化の見通しを踏まえて、適正規模・適正配置を検討する。杵築市学校施設長寿命化計画と整合性をとりながら、各種整備を行う。

○スポーツ・レクリエーション系施設

体育館や野球場、多目的広場など地域の住民が利用する施設については、利用状況などを考慮して、今後の更新を検討する。また、広域利用が可能な施設については、周辺市町との共同利用など、広域的な観点での配置を検討していく。

○社会教育系施設

市立図書館は平成 29 年に建設され、建物は良好な状態であるため、長寿命化を図るとともに、複合多機能化（受入側）を検討していきます。

10. 集落の整備

(1) 現状と問題点

本市は、旧市街地、農山漁村等の様々な特性を持った集落（行政区）により構成されている。各集落の現状は、総じて人口減少や高齢化社会による集落の担い手不足が顕著であり、集落機能の低下を招き、地域における祭り、伝承催事などの行事継続に支障を来している。また、空き家や耕作放棄地の増加は顕著であり、景観や住環境の悪化を招き、地域の持続可能性を損なう要因となっている。

さらに、集落と旧小学校区単位に設置している「地区住民自治協議会」が子育て・生涯学習・福祉・防犯・防災・環境などのあらゆる分野において今後も重要な役割を担うことを踏まえ、行政だけでなく市民活動団体、事業者などさまざまな主体との連携を強化し、一体となって地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めていくことが必要である。

(2) その対策

地域の特性に応じた自主的・主体的な取り組みを推進するため、「地区住民自治協議会」との協働による地域課題解決のためのソフト・ハード両面の活動支援の強化を推進する。また、子育てや防災などといった様々な分野の取組を推進するために関係団体との連携強化を図る。さらに、地域資源を活かした観光資源化等を進め、集落の魅力を高めることにより、定住促進や関係人口の拡大につなげていく。

これらの取り組みを総合的に展開し、地域の魅力向上と持続可能な地域社会の形成を両立させる集落整備を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 集落の整備	(3) その他			
		上地区コミュニティセンター整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○市民文化系施設（公民館、集会所等）

コミュニティセンター等集会所は、各地区における市民活動の拠点として位置付け、そのために必要な集会機能等を確保しながら、利用者数や地区の実情などを考慮して見直しを行っていく。老朽化した施設の建て替えなどの検討にあたっては、他の施設類型の集会機能を含めて集約化を進めることや、他の機能との複合化を検討していくことで、スペースの有効活用を図る。

11. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本市には、地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化が数多く残されており、中でも国指定・選定文化財が9件、国登録文化財が2件、県指定文化財が45件、市指定文化財が130件あり、地域の歴史や文化を伝える財産として保護に努めてきた。また、江戸時代の城下町の面影を残す町並みや郷土の歴史を伝える歴史的な建造物が観光資源としても活用されている。これまで、市民による郷土の歴史学習や郷土芸能等への積極的な参加により、伝統文化は継承され、地域づくりに大きな役割を果たしてきた。

さらに、城下町保存基金や重要伝統的建造物群保存地区等の取り組みにより、町並み保存や歴史的な建造物の修理等にも努めてきた。しかしながら、近年急速に進む過疎化と少子高齢化を背景に、地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化の担い手不足による滅失等が考えられ、後世へどのように継承していくか、また、財政状況が厳しい中で、文化財の保存・管理・活用等、町並み保存や歴史的な建造物の修理等にどのように対処していくかが今後の課題となっている。

(2) その対策

本市に受け継がれてきた文化財・伝統文化を守り、次世代に着実に継承していくため、国・県・市の指定等の制度を活用し、文化財の適切な保存・管理等に努める。また、町並み保存や歴史的な建造物の修理等に計画的に取り組み、町並みと調和した良好な環境を保全し、よりよい景観形成を図っていく。

さらに、市民へ歴史や文化に触れる場を積極的に設け、市民が楽しみながら関心を高めていけるような取り組みを推進し、地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化を次世代へ継承していき、まちづくりや観光に役立てていく。このほか、城下町の景観を残す武家屋敷跡の町並みを資源とした観光拠点等の整備、市民参加型のイベントや、観光客を対象としたイベントの開催による地域間交流を図っていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

なし

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

本市区域内における令和4年度（2022年度）CO₂排出量実績は、自治体排出量カルテ（環境省）によると、272千t・CO₂であり、平成25年度（2013年度）CO₂排出量実績525千t・CO₂と比較して、約48%削減できている。

本市区域は、日照量が多いことや農業従事者の高齢化や担い手不足により未活用の山林の増加もあり、大規模な太陽光発電設備導入が相次いでおり、本市区域内電気使用量に対する区域のFIT・FIP制度による再生可能エネルギー発電電力量は9割を超えている。

その反面、すでに広範囲で大規模な発電施設開発が進行しており、里山景観保全や周辺環境との調和が課題となっており、本市公共施設における低炭素の取組や設備更新も大幅に遅れている。

(2) その対策

令和4年度実績によると二酸化炭素排出量の48%を製造業が占めており、省エネルギー化や自家発電等による大幅な排出量抑制策が必要である。22%を占める運輸部門では、電気自動車の導入や、公共交通機関代替などが考えられ、14%を占める家庭部門では、太陽光発電の導入やゴミの減量が必要である。自然環境や景観、生活環境との調和を図りながら、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギー設備の導入に努める。

いずれも、産業や企業活動に与える影響は大きいため、小さなところから着実に進められるよう啓発の必要がある。本市公共施設の設備更新についても財政状況を加味しながら計画的な対策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

なし

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

本市が有する公共施設は、すでに多くが老朽化している。長寿命化や更新等、老朽化の対応ばかりでなく、人口減少や少子高齢化により、建設当時の人口規模や利用方法、需要量に合致しておらず、総量を縮減していく必要がある。建築等整備から長期間が経過し、公共施設の周囲の環境が変化しており、不動産価格も変化している。境界や躯体の状況などを改めて確認・診断する必要がある。

道路や橋梁、上下水道施設等も同様な状態にあり、公共施設等総合管理計画・立地適正化計画との整合も図りながら、将来世代に負担を残さず、持続可能な行政サービスを実現するため、公共施設保有量を見直し、財政負担の軽減や平準化を行う必要がある。

(2) その対策

未利用の公共施設について、売却や民間企業等からの活用提案に備えるため、公共施設等の境界や躯体の状況などを改めて確認・診断等のほか、活用提案に基づく修繕を行い、公売・貸借などの迅速な手続きを行えるよう努める。

利用頻度や重要度の高い施設は、適切な時期に修繕・改修等を行い、維持管理費の平準化や削減、施設自体の長寿命化を図る。

老朽化の著しい施設等については、景観や危険性に配慮しながら、計画的に除却を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

なし

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進対策事業 【具体的な事業内容】 空き家バンクを通じて県外等から本市へ転入する人 に対して、奨励金や空き家の改修費を補助。 【事業の必要性】 空き家の利活用、転入者の増加と定住 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加	市	施策の効果は 将来に及ぶ
	移住体験事業	【具体的な事業内容】 都市部での移住フェア等を通じて、本市への移住を 検討する人を対象に、お試して移住できる機会を提 供する。 【事業の必要性】 転入者の増加と定住 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加	市	施策の効果は 将来に及ぶ
地域おこし協力隊設置事業	【具体的な事業内容】 本市の産業やコミュニティ活動等への支援に従事 【事業の必要性】 産業やコミュニティ活動等の活性化 【見込まれる事業効果】 新規事業の創出、地域への定住	市	施策の効果は 将来に及ぶ	
3. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	多面的機能支払交付金事業 【具体的な事業内容】 農業者団体等の活動組織が共同で行う農地、農業用 施設の日常の管理、農村環境の向上等に資する活動	協議会	施策の効果は 将来に及ぶ

		<p>に対して支援</p> <p>【事業の必要性】 農業者の高齢化、担い手不足</p> <p>【見込まれる事業効果】 国土・自然環境保全</p>		
		<p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>【具体的な事業内容】 農業生産条件の不利な中山間地域の集落等を単位に農地を維持・管理していくための協定を締結し、耕作放棄地の発生防止、良好な農村景観の保全を支援</p> <p>【事業の必要性】 担い手不足、耕作放棄地の減少</p> <p>【見込まれる事業効果】 国土・自然環境保全</p>	協定組織	施策の効果は将来に及ぶ
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	<p>過疎バス運行事業</p> <p>【具体的な事業内容】 民間バス路線の存続は重要課題であり、赤字路線の運行費を補助することにより、路線を存続し、市民の交通の確保を図る。</p> <p>【事業の必要性】 移動手段の確保</p> <p>【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ
		<p>コミュニティバス運行事業</p> <p>【具体的な事業内容】 旧3市町村を結ぶ路線や、民間バス路線の廃止代替、交通空白地域にコミュニティバスを運行することで、市民の交通の確保と利便性の向上を図る。</p> <p>【事業の必要性】 移動手段の確保</p> <p>【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ
	その他	環境ボランティア支援事業（市道）	市	施策の効果は将来に及ぶ

		<p>【具体的な事業内容】 市道環境保全（草刈等）に対して、1m 当たり 15 円の報奨金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 自主的な保全活動存続のため</p> <p>【見込まれる事業効果】 住民との協働による市道の保全、安全な交通空間の維持</p>		
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>【具体的な事業内容】 放課後の安全な遊びと生活の場を提供し、保護者が安心して子育てができる環境を整備。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ
		<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>【具体的な事業内容】 保育園等に入所していない家庭を対象に、育児不安等についての相談指導や育児サークルの開催等を委託。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の不安解消</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ
		<p>延長保育促進事業</p> <p>【具体的な事業内容】 私立保育園の開所時間を越えた保育につき、延長する園を対象に支援し、通勤時間等に考慮した子育てできる環境を整備。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ

		<p>休日保育促進事業</p> <p>【具体的な事業内容】 日曜、祝日、年末年始における保護者の就労及び傷病、事故、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由で緊急又は一時的に家庭保育が困難となる就学前の児童に対して保育を実施。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ
	その他	<p>子ども医療費助成事業</p> <p>【具体的な事業内容】 高校生までの医療費自己負担の一部を助成することにより、早期治療の促進や保健の向上を図る。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ
		<p>ひとり親家庭等医療費助成事業</p> <p>【具体的な事業内容】 ひとり親家庭等の親及び高校生までの児童の医療費自己負担分の一部を助成。</p> <p>【事業の必要性】 子育て中のひとり親家庭の負担軽減</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ
8. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	<p>救急医療施設運営事業</p> <p>【具体的な事業内容】 医療機関を中心とした連携を強化することで、休日・夜間等の救急医療体制を確保する。</p> <p>【事業の必要性】 超高齢社会の到来、高齢移住社の増加</p> <p>【見込まれる事業効果】</p>	市	施策の効果は将来に及ぶ

		救急医療体制の充実、早期治療による早期回復。		
9. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	複式学級支援事業 【具体的な事業内容】 学力の向上に向けたきめ細やかな指導や一人ひとりを大切にする学校教育を推進するため、複式学級への支援講師を配置する。 【事業の必要性】 児童の少人数化 【見込まれる事業効果】 学校教育の充実、人材育成	市	施策の効果は将来に及ぶ
		スクールバス運行事業 【具体的な事業内容】 小中学校の統合により通学区間が長距離になった地域について、通学バスの運行を委託する。 【事業の必要性】 小中学校の統廃合、公共交通の脆弱性 【見込まれる事業効果】 保護者・生徒の負担軽減		